

職場内で掲示・回覧ください。

協会けんぽ香川支部からのお知らせ 令和3年3月号

令和3年度 生活習慣病予防健診・特定健診のご案内

3月下旬、事業主様へ生活習慣病予防健診対象者一覧をお送りします。健診機関へのご予約にご活用ください。また、4月上旬に被保険者様のご自宅へ被扶養者様の受診券をお送りします。健診機関へ直接お申込みをお願いいたします。

情報提供サービスが便利です！

情報提供サービスから健診対象者一覧をダウンロードすると予約状況等をエクセルで管理できます！

ご予約は
お早めに！

協会けんぽホームページから
ユーザーIDを申請する。

10日程で協会けんぽから
ユーザーIDとパスワードが送付される。

協会けんぽホームページから
情報提供サービスへログイン

退職される方から保険証の回収をお願いします



「退職される方」、
「扶養から外れる方」へ
お伝えください。

保険証を使用できるのは退職日まで！

月の途中で退職された場合でも、保険証を使用できるのは退職日までです。退職の際、必ず事業所へ返却しましょう。

ご家族(被扶養者)が就職したときも返却！

被扶養者様が就職等で扶養から外れる場合(自身で健康保険に加入する場合等)も事業所へ返却しましょう。

※誤って保険証を使用した場合、医療費の7～8割(協会けんぽ負担分)を返還していただきます。



各種申請書等の押印は省略できます

行政手続きにおける押印規制の見直しが進められた結果、協会けんぽにおける各種申請書の押印が不要になりました。ただし、以下の書類は引き続き押印が必要となります。

省略できる
押印が
箇所

各種申請書の
本人記載欄、事業主記載欄、
医師記載欄、受取代理人欄、
社会保険労務士の提出代行
者名記載欄

引き続き
必要な
書類
押印が

- ①任意継続被保険者の保険料引き落としに係る預金口座振替依頼書の「金融機関お届け出印」及び「金融機関の確認印」
- ②高額療養費支給申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金支給申請書の市区町村長の証明印
- ③受領委任方式による柔整、はりきゅう、あんまマッサージ療養費支給申請書
- ④療養費支給申請書(治療用装具)の添付書類

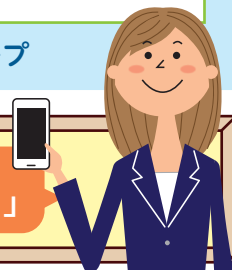
各種申請書の様式については、順次、改訂していきます。

【お問い合わせ先】業務グループ

協会けんぽ香川支部の公式YouTubeチャンネル・Facebookアカウントを開設いたしました。ぜひご覧ください。



第1弾
「健診で生活習慣病の予防を」



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ



メルマが登録
大募集中！



- 087-811-0572 業務グループ (保険給付・任意継続・保険証等)
087-811-0573 レセプトグループ (医療費のお知らせ・交通事故等)
087-811-0574 保健グループ (健診・保健指導等)
087-811-0570 代表 企画総務グループ (ジェネリック医薬品・メールマガジン等)

..... 申請書等提出先

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。

※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある
電子証明書により医療保険の資格をオン
ラインで確認します。



利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップでできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック!



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1

健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2

医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。



POINT3

手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4

健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期
が異なります。

本人が同意をすれば、初めての
医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。



POINT5

医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が増えるなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。



POINT6

マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30